

令和7年度 東金市結婚新生活支援事業に関するQ&A

【補助の対象要件について】

Q1 東金市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は、対象になりますか？

対象となります。

Q2 婚姻日時点では東金市外に居住しており、今後、東金市内に転入を予定している場合は対象になりますか？

対象となります。ただし、交付申請時点で東金市内に夫婦ともに転入している場合に限り
ます。

Q3 子どもがいる場合でも対象になりますか？

対象となります。

Q4 再婚の場合でも対象になりますか？

対象となります。ただし、夫婦のどちらかが、過去に国の「地域少子化対策重点推進交付金」に基づく補助金の交付（ほかの自治体の実施するものも含む）を受けたことがある場合は対象になりません。

Q5 外国籍の夫婦でも補助の対象となりますか？

日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。

Q6 対象要件のひとつに「所得が500万円未満であること」とありますが、所得とはどのようなものを言いますか？

所得とは、収入から必要経費を差し引いたものです（所得＝収入－必要経費）。

会社員の場合は、前年1年間の給与の総額（収入）から給与所得控除額を差し引いたものです（所得＝収入－給与所得控除）。

※手取り額ではありません。また、所得から社会保険料等を控除した課税所得とも異なります。

Q7 給与所得控除とは何ですか？

給与所得控除とは、所得税額を計算する際に、会社員等の給与所得に適用されるもので、1年間の給与の総額に応じて、予め定められた額が差し引かれるものです。

給与所得控除の金額や算出方法について、詳しくは国税庁ホームページをご確認下さい。

Q8 所得はどの時点に基づいて確認すればよいですか？

令和6年所得分（令和7年度課税分）の所得証明書又は非課税証明書により確認してください。なお、6月末までに資格認定申請をする場合は、令和5年所得分（令和6年度課税分）の所得証明書又は非課税証明書により確認してください。

Q9 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでですか？

所得証明書の期間と同じく令和6年中に支払ったものが対象となります。なお、6月末までに資格認定申請をする場合は、令和5年中に支払ったものが対象となります。

Q10 貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認すればよいですか？

返済額の証明書等により確認します。

Q11 東金市内で転居した場合も対象となりますか？

対象となります。

【補助の対象経費について】

(1) 住居費

Q12 住宅の面積要件はありますか？

面積要件はありません。

Q13 取得住宅の契約が済んだら申請できますか？

すべての費用が支払い終わって、住宅の所有権登記が済んでから申請してください。

Q14 住宅取得の場合はどの費用が対象になりますか？

建物の新築または購入費用が対象になります。土地の購入費用は対象になりません。

Q15 婚姻日より前に取得した住居の費用も対象になりますか？

対象となります。ただし、補助対象となるのは、婚姻日から起算して1年以内に取得している住居に限ります。

Q16 アパート等の賃貸住宅の場合、どの費用が対象になりますか？

家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみが対象になります。したがって、駐車場代、清掃代、更新手数料、光熱費、設備購入費等は対象となりません。

Q17 住居費に対して、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、補助の対象となりますか？

家賃等（住宅を購入した場合はローン費用）から住宅手当を除いた額が補助の対象となります。

Q18 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、家賃は勤務先に支払っている場合、対象となりますか？

対象となります。ただし、賃貸借契約書で賃借人が勤務先であること、給与明細書等により勤務先への家賃支払いが確認できる必要があります。

Q19 婚姻を機に、夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件に、もう一方が入居する場合、補助の対象となりますか？

対象となります。ただし、補助対象となるのは、同居を開始した日以降に生じた費用に限ります。この場合、賃貸借契約書で婚姻を前提とした同居開始日を確認する必要があります。詳しくは、本補助金申請窓口（東金市企画課）にお問い合わせください。

Q20 アパートの家賃・共益費を申請する場合に申請書に添付する、家賃等の支払いを証明する書類とは、どのようなものですか？

①支払者、②支払先、③支払日、④支払金額が記載された領収書のコピーを添付してください。領収書がない場合は、①から④の情報が記載された書類を添付してください。

【口座引落の場合：通帳のコピー】表紙（①の確認）と引落日（②から④の確認）の明細ページをコピーしてください。なお、銀行アプリをお使いの場合は、アプリから対象となる明細のPDFをダウンロードする等してください。※

【クレジットカード払いの場合：利用明細のコピー】アプリをお使いの場合は、アプリから対象となる明細のPDFをダウンロードする等してください。※

※明細に記載されているその他の取引については、黒塗りしていただいて結構です。

※支払金額に複数費用が合算されている場合は、内訳が分かる書類を添付してください。

※支払先が家賃収納代行会社となっている場合は、家賃収納代行会社との契約書のコピーも添付してください。

(2) リフォーム費用

Q21 リフォームの場合は、どのような費用が対象となりますか？

婚姻日から起算して1年以内に発注契約した工事のうち、住宅の修繕、増築、改築、設備更新等の工事が対象となります。ただし、倉庫や車庫、門、フェンス、植栽等の外構、家電購入及び設置に係る費用は対象になりません。

(3) 引越費用

Q22 レンタカーで引っ越しした場合は対象になりますか？

ご自身で引っ越し作業をした場合は対象になりません。引越業者や運送業者を利用した費用が対象となります。

Q23 友人に手伝ってもらって引っ越しした場合は対象になりますか？

ご自身で引っ越し作業をした場合は対象になりません。引越業者や運送業者を利用した費用が対象となります。

Q24 引っ越しの際の不用品処分費用は対象になりますか？

対象になりません。